



ういつたとか、総理が旅先で言つたとかいう問題で御心配だろと思ひますが、私は知事が官選になるという頭でこれを書いておりません。また今内閣がそういうことをやつてゐるというところは、私の確信している限り、関知しておりません。万一そういう場合に、今の警察制度が不適当であるというときは、また御審議を願ふこともあるかと思ひます。しかし今は知事官選ということを秘密裡に、それを隠して警察制度をこういうふうにしてゐるということは、これだけは絶対にございませぬから、御承知願ひます。

○中井(徳)委員 私がお尋ねいたしましたのは、謀略的なことをやつてゐるというのではなく、現在の日本の情勢から見て、今の府県が自治体であるかどうかというところに私は疑問を持つてゐる。犬養法務大臣は、今の全国の府県の独自の財源はどのくらいあつて、国から与えられた財源はどのくらいあるか、その比率を御存じでございませぬか。

○犬養法務大臣 確実な何割何分ということはたゞいま承知しておりませんが、国家の金にたよつてゐる部分がずいぶんあると思ひます。しかしそれでもなお国に属する機関とは思ひませぬ。国家に相当金をたよつてやつてはおりますが、地方自治の精神は各府県とも健全でありまして、できるなら地方から財源をもち、またそういう運動もあります。政府も、地方に財源を与えて国家が金の上で地方に關与してゐる部分をなるべく減らしたいという努力はしております。何しろ敗戦後、いまだ数年ならずして、国家の創設は財政的にも多うございまして、きわめ

て変態的な府県の財政状態になつておると思ひます。これが最終的な一番いい状態とはだれしも思つてゐないのではないかと思ひます。

知事官選というところは、今申し上げた通りでございしますが、かりにどんなことがあつても——かりにとやうに、いろいろもろくろみがあるやうに響くとか、また誤解を生じます、万が一そういうことがあつても、警察官の肩書その他の府県との関係はかわらないとわれわれは思ひます。

○中井(徳)委員 その点は私と大臣との問題だけでももう少し論じたいと思ひますが、現在の自治体は、率直に申しまして法制的には自治体である、しかし財源的には、ほとんど府県はおのりです。今度の改正で法制的に自治体の一角がまたくずれる、それさえくずれるというふうな感じを私は持つてゐます。地方自治体の首長は公選でないというか、今これは果てきめられてゐるのであります。首長だけが公選であつてその部下が国の官吏であつていいというところは法の精神からいつても私は出て来ないと思ひます。皆さん警察関係の方はそれでないと困るとおつしやいます。しかしそれならばほかの省であつてもそれでいいまいしょう。建設省は土木部長は農林省との関係がないと困るのであります。現在日本全国の各府県の九割までは県会において大いに警察問題を論じられると言つておられるますが、論じられる範囲は今や非常に狭い。警察官一人あたり十七万円とか、十八万円と

か、大体そういうものがきまると、それをもういじめるわけに行きません。そういう状態にあります。どうして警察だけ警察隊長は国から任命しなくちやならぬかというこの理由がわからぬ。自治体をもつと育てるという根本的なお考え、この現行の制度ができてからまだ六年です。そうしてその間に——あなたは法務大臣になられてから間がないのですが、この制度を改正しようという努力が内閣で行われたことはありません。なるべくほつたらかして置いて、なるべく欠陥を露呈させておいて一挙にやろうという、私どもいなかにおりまして非常に不愉快に感じておつた。これは実に多いのです。たとえばこの制度ができたとして、警察官というものは横濱の警察官は東京におつてはいけません。そうでしよう。今の国家警察はほとんど全部その所在地が自分の地区じやないので、東京に警察署があつて、それじやどこを治めてゐるかという、十里ほど先の横濱を治めてゐるという姿が非常に多いのです。なぜこれを六年間ほつておいたのか、それをちよつと聞かせていただきたい。

○犬養法務大臣 まず最初に府県会のことを申し上げますが、これは金額は十七万円で事務の幅は狭い、いかにも仰せの通りでございします。たとい十七万円でも、府県民の血税によるものでございしますから、そういう府県民が血税を出し、警察が府県のことを考え、国家警察的なことをやるならば、たとい十七万円はおろか一万円でも出さない。こういう議論が国会でもよく行われますように、府県会でも行われる。それが府県民を代表する府県会による警察運営に対する国民の監視になる、こう申し上げた次第でございします。もう一つは府県の公安委員会がやはり警察の運営を監視監督しますから、これがまたチェックの機関になる、こういうふうにして申し上げたのでありまして、どうもそれは骨抜ききの機関だとか、いろいろ御批評はございします。しかしこれは見解の相違という部分もできて来るのでございします。要するに政府としては府県の公安委員と府県会の制約によつて、府県民による警察の民主的管理の十分な余地ができて来る、こういうふうな考へる次第でございします。それじや建設省の土木関係、その他農林省にもそういう例があります。それはみんな国家公務員にしなければならぬという筋合いのものじやないか、一応でもつとだと思ふのでありますが、これは土木やその他の事例が違ひまして、二つや三つの県に同時に起る騒乱、あるいは二つや三つの県に同時に起る災害というやうなものに対してはもう一触即発でありまして、ただちに国家的立場から各府県に指令をしなければなりません。昨日申し上げましたように、長崎県、福岡県、熊本県に同時に騒乱が起りますならば、ほうつておけば長崎県は長崎県のことを一生懸命守らうと思ひ、他の府県も同様であります。これは人情のしからしむるところであります。それを中央から見まして、こういうふうにして、長崎県から三千名熊本県に応援に行つて、中央は大丈夫だと思ふというふうな全面的な考慮からの指令というものが必要であらう。この指令はただ横と縦との連絡ではどうも今までの何十年來の官庁のくせを見ると

まく行かない。そこでごく少数のこういう仕事をする者に限つて国家公務員にしよという考へ方でございします。この点は是非善悪は率直に御批判を願ひたいと思ひます。政府としてはこれが正しいというところで御審議を願つてゐる次第でございします。

それから法制的には地方は自治体であるが、財政的には国家のお世話になつてゐる部分がある、今でさえ相当中央官庁的な色彩がしみ込んでゐる、その通りでございします。しかしこれは何といひますか、わざと榮華不良にして自然死を待つて、中央の統一した政治をやつて行こうというやうな御趣旨のやうに承りますが、私はそう思ひませぬ。やはり地方自治というものは健全でなければ、一國の政治というものはうまく参りませぬ。また警察のことも昨日ですが、大屋委員が御指摘になりましたように、警察がただおいらと

いばつてゐるに、警察がただおいらと安が維持されるものではなく、やはり府県民が自分とつながりがあると思へばこそ協力するのであります。その点では今申し上げたやうな二、三の国家公務員以外は全部地方公務員にして、これが毎日府県民の目に触れる。警察の運営はそこでやる。ただ府県民の自意識と少しかけ離れてゐる大仕掛な国家的事件を扱う意味において中央が指令する、こういうふうなわけ

で考へてゐる次第でございします。

○中井(徳)委員 それからこれまで自治体警察と國警が隣合せておりまして、過去六年間國警はその所轄の方に移らなかつた。あなたは御存じないかもしれませんが、地方に参りますと、國警と自警が隣合せて住んでおつた



きる方も心配しなければならぬというので、その大新聞の解説の論調は、むしろ府県会が今度公々然と府県民にわかつて警察のなすところを監視し論議するかわりに、ボスがでるのではなにかという心配までしておりました。そういう意味で、府県会が公然と警察の日常なすところを批判する効果というものは、政府ばかりでなく、言論機関も認めておるようには私は思っております。

○中井(徳)委員 その点はなるほどおつしやるように、府県会がこれまでタツシなかつたのがタツシするようになりまして。しかし現在はそのかわりに、市会なり町会なり村会などもつとつきりややつておるのです。ただ国警においてはやつておりません。私たちの意見は、今警察が二つ同じ町にあるとかいうふうなことで、今の自治体警察をもつと広げるというふうな意見なんです。これは見解の相違とおつしやられるのですが、実は見解の相違ではなく、私は国民に対する認識の相違だと思ふのですが、きようはそれに触れません。

経済の問題でこういう形になると、遠い将来において、二年かかるか五年かかるか知りませんが、国警並びに自警が三万名減る。それは非常にけつこうなことですが、今の制度でも三万名くらいは減らせる。その点どうもわからない。今東京の警視庁は、大体人口何人に一人の警察官でございましたか、ちよつと谷口さんにその点を伺います。

○谷口政府委員 東京の警視庁につきましては、警察官一人当りの人口は二百十九名でございます。

○中井(徳)委員 私は二百十九名という少数に一人とは実は思つておりませんでした。あの制度ができましたときには二百七十人くらいだろうと記憶しております。東京が二百十九名に一人なら二百十九名にしておきますが、大阪は三百五十名に一人、中小の都市は六百五十名に一人というふうないろいろ段階をわけてきめました。それは予備隊警察も何もないときでありまして。そこで今の段階ではそんなにいりません。そこへ財源の方でしぼりますから、実は三万名というのは定員の問題だろと思ひますがどうですか。実員の問題ですか。定員の問題でしよ

う。○谷口政府委員 定員でございます。○中井(徳)委員 現在すでに大阪の警視庁あたりでは、昨年から千名で三億円ばかりを大阪だけで節約しております。何も現状で節約できないというのではない。これはひとつ政府から勧告をなさつたらよろしかつたと思ひます。これも先ほど申し上げましたように、過去六年間今日あるを期待してつとも勧告をしなかつた。この点について過去をさかのぼつて言うようでありますが非常に私は残念に思ひます。このごろ耐乏生活にまで至つておりました。その当時にありましては二百十九名、三百五十名という数字が出たのでしよ、それが直つたら、とたんにこういうものは変更さるべきではないか。その意味で現在各都市では、やり切れませんというのと、案外治安が穏やかなところがたくさんありますから、定員は八十名であるが実際は六十名しかおらぬ。定員は百五十名であるが実際は百二十名しかおらぬというう

うな自警はぜひいふたくさんあると思ふ。その辺について資料があつたら、ちよつと聞かせていただきたいと思ひます。

○中井委員 今の御質疑に関する資料ですが、お出しになりますか。

○谷口政府委員 出します。

○中井(徳)委員 これを整理すると九十億円の節約になるといいますが、もうすでに大分減つております。九十億円というのは、ちよつと多過ぎるようには思ひます。従つてこの警察制度をやることによつて、非常に経済的になるということは出て来ないと私は思ふのです。法務大臣が非常に声を上げておつしやいましたけれども、はなはだ残念ではあるが、そんなことには思ひますので、ぜひともその点は検討をお願いしたい、かように考えます。

○犬養國務大臣 この点でもちよつと申し上げたいのは、できるだけ警察というものは、いわゆる拷問的なことをやめなければならぬ。そうすると科学捜査の鑑識とか、いろんな機械を使わなければならぬ。今では自治体警察でも相当いい機械をお使いになり始めております。私も非常にけつこうだと思ひますが、科学捜査の面をふやして、できるだけ昔のようなやり方を減らすということになりますと、これは御承知のように非常に金がかかります。まず、今後かかつて行くと思ひます。今後ますます、そういう経費がかかつて行くのは、二重の負担をやつて行くというよりは、同じようなものをそれこそおつしやるように同じ町内に並んで持つということになりますと、今よりもちよつと将来は施設その他で経費がかかるというふうに見ておる

わけでございます。これは相当大きいロスではないかと考えておる次第であります。

○中井(徳)委員 その点も日本で一台あつたら全部間に合う機械というものは、そうたくさんあるわけではありませんが、東京でもいけば、大阪でもいける。現に効果をあげておるのは、パトリールの制度であります。これは非常に効果をあげてやつております。順次いなかの自警にもこれが流れて参ります。やはり人件費を節約しまして、自動車を買つたり、オートバイを買つて、連絡をよくしておるという形で、現在どん／＼進んでおるわけでありまして。その意味でもちよつと政府の三万名の節約で九十億浮くというのは、少し大ふろしきではないかというふうに存じます。

もう一つ能率の問題についてちよつと伺いたいのですが、どうも伺つておりますと、非常に非能率である。たしかにそういう点もありまして、数日前も法務大臣は、社会党の議員からどうも自治体警察のことについて、国警担当の大臣の犬養さんの責任を問われて困るというふうなお話がありました。が、(犬養國務大臣「いや、それは言いません」と呼ぶ)実は私自身も同感なんです。私一年生であります。が、国会に出て来てみますと、何んでもかでも自治体の末端のことまで政府当局に聞いておる。民主主義というものは、そういうものであつてはならないという点では実は私も同感なんです。従つてそういうものを国が一本に持つてしまふのではなくて、そういう質問をなくするよう努めるのが、ほんとうだろ

う点で能率というものは、やはり国民から見た能率のよさでないといけない。たとえばどうぼうが入つたのですぐ通知をしたところ、すぐに来てくれる非常に関切であつたというのが警察の能率であつて、上司が命令したら一挙に報告が出て来たというのが能率のすべてではない。報告で人が生きたり死んだりしませんが、二重事件は連絡が悪かつたのではない。警察官の一人一人の教養が足らなかつたのです。人命を大事にするという基本的な考え方が足りなかつた。民衆の訓練ももちろんです。私はそういうものもあまり遠慮せぬで考えてみたらどうかと思ふのです。そういう意味であなたのおつしやる能率化というのは、何か政府が何かから何までわかつておるということであるとしたら、私はどうも近代民主国家の姿として納得できないものがあるのですが、そういう点についてひとつお考えを伺いたい。

○犬養國務大臣 今のお話は全然同感であります。ボタン一つ押して何でも報告が集まるという警察制度では、能率はいいかも知れませんが、能率だけが警察ではない。あまり能率的に過ぎることが民衆に畏怖心を与えるということ。確かにお説の通りであります。公安委員のことを申しましたのは、私の表現の悪かつたせいかもしれないが、実はそうではなく、何か事件が起つたときに私が呼び出されることは、義務と思つていいまいせんが、国務大臣だけに聞いて公安委員にも一通り聞こうという声が野党の方にもないのは、無意識的にこういうことは国務大臣に聞く方が、責任が明確になるという常識があるのではないかと。そう

なると警察問題で責任を明確化しろという筋合いも、あなたが野党のおつしやるほどふらちなものではないのじやないか。国民はやはり国務大臣の答弁を小さいことまで望んでいるのじやないか。一々公安委員がなぜ欠席しているのだという声がないのは、常識的にそう思っておられるのじやないかと、こう御了解申し上げたのであります。どうぞ誤解のないように……。

○中井(徳)委員　そういう常識というものは、やはり逐次改正して行くという努力がないといけない。そういう声が出るのとそれに乗っかってしまつて非常に安易に行く。あなたは制度というものは二年や三年でかえてはいかぬとおつしやつたが、私は実は五年や六年でかえてはいかぬと思つておるのであります。私は明治四十年生れであります。明治陛下がなくなられたのをわずかに幼いころに記憶しておりますが、そのころ私のいなかでまだデモンマゲを結つてゐる者が五、六人おりました。またお黒黒がたぐさんおりました。制度というものは五、六年やつてみてまた元へもどせば、あまり簡単過ぎる。この敗戦の結果安易にもらつた、それをはいさようならと明日からかえようとしても、すつと行くものではない。これはやはり大いに努力して行かなければならぬ。私が残念なのは、先ほど申し上げましたように、人員の問題一つにしても、警察署の問題にしても、現内閣において努力が行われずして、簡単に昔の方がよかつたというふうな考え方が支配しておることであります。しかもつき進んでみますと、暴力関係ということをししばはおつしやいます。しかし極右にし

ても極左にしても警察で治まる問題でないことは、私はこれ以上申し上げませんけれども、あなた自身が過去において、よく御体験になつておることでありま。私はこの問題はまだどうもすべてに通ずる思想が納得できないのであります。その点をひとつ伺ひたいします。

○犬養國務大臣　あなたのお考え方は私は敬意を表してゐるのです。ほんとうに正しく思つて言つておられるというお氣持はよくわかります。ただ二、三申し上げますならば、そういうふうな何となく国民も思つてゐる、それに乗つたつて公安委員会を弱体化するというのではなく、逆にそれではどうして国務大臣だけを呼んで公安委員を呼ばないのだからと、静かに考へてみますと、今の制限があまりきびし過ぎました。先日藤田さんからも御指摘がありましたように、あまりきびし過ぎまして、結局お医者さんと宗教家というこ

とになります。またと尊敬すべきお仕事の人でありま。つまり警察のおがままとか、ふらちとかを眼光紙背に徹するやうな見方をするといいですか、そういう経験という方ではいかがであらうか。それだからとさういふ浮いてゐるという声も聞えるので、今度は資格を檢察官と警察官の前歴ある者を除いてふやす。そうすればあなたの方の御心配のように、万一警察のなすことがわがままであり警察国家的であれば、そこで手きびしい批判も行われ、管理も行われるだろう、実はこういふふうに考へた次第であります。

それから制度によりましては五、六年という尺度が短かい場合があると思ひます。たとえば憲法などはやはり相当慎重にしなければなりません。日本民族が自分で考へてした仕事は、たとえ欠陥があつても、どこかに日本民族として正しい必然性があると思ひます。が、この警察制度は、ちよいと違ひまして米ソ間が折り合つて、日本は非常に弱くてよろしい。米國が占領していいのだからという時代の所産でありまして、少し警察単位が細分化され過ぎてゐる。これを急いではいけな

いと思つて、いふんがめて来ましたが、どうもこの辺でかえた方がいいのではないかと、こういふふうに考へたのでございまして、あるいは時期の判定ということでは、御意見の相違になるかとも思ひます。

それから警察制度だけでもつて治安の維持ができないことはもちろんでございます。お打明け話を申し上げますならば、今度必然的にデフレ政策をとる、これは正しいと思つております。その場合に失業者が出る。従つて治安当局としては、職安の職員などを行政整理で減らさないでくれ、失業対策費も原案よりふやしてくれというやうな発言をして参つたやうなわけであつて、治安というものは、今御指摘くださったやうに、総合政策によるべきものであり、ことに社会政策などが前進しなければならぬと私は考へておる次第でございます。

○西村(力)委員　関連して、中井委員の制度そのものをさう簡単にかえるべきじやないということは、私たちがその通りと思ひ、また大臣もその通りと思はれると思ひます。それについて日本の警察というものが自分の立場で、実際の今の制度の体験を経ておるかどうかという問題です。これは地方

のCICの手先になり軍政部の手先になつて、日本の制度自体による運営というものは全然できてない。昨年法務委員会におひ明白になつた鹿地事件の問題を取上げましても、資藤國警長官は鎌倉の何とかいうところに行つて始うかわかりませんが、とにかく出入りをしておつたというところは、山田某によつて証言されておる。そういう点を見ますと、日本の警察は現在の制度で自分たちの立場で運営されておるかどうかが、経験はまだ一日も持つてないのじやないか、かように思ひます。そういう経過を経て来てるのに、いかにもそれが現状に合わないといふことが理由を付して改正に向うといふことは、われ／＼としてあまりに早計ではないか、こう思ひますので、軽々にしてはならないといふばかりではなく、軽々にするにも何れも、自分自身を驗を持つていないで、今改革に向つてゐるのじやないか、こう思はれる、その点に対する御見解は……。

○犬養國務大臣　最初に、國警長官がどうしたといふことは私は信じておりません。これは本人が来て十分言明いたすと思ひます。

次の問題はごもつともございませ。私も過去における占領政策というものがあるにやうくても、あるいはアメリカの占領政策は、近代史では、占領政策だけのわくからだけ見れば上でのきの方だと思ひます。日本が支那でやつたこと何から考えますと、上できだと思ひますけれども、占領政策といふものは、そこに必ず他民族から言へば思ひ違ひといふものがあるわけでありま。御指摘の点もその一つ

だと思ひますが、御承知のようにそれであればこそ私は法務大臣として刑事裁判権は完全にとりもどすといふことを、あくまで固執してその実現を見た一人であります。今後はそういうことはあり得ない、それも脱皮の一つの方便であつたと思ひます。従つて御指摘の点は占領中にいろ／＼あつたといふうわさを聞きます、真偽の点は存じませんが……。今後いやくもそういうことのないように、刑事裁判権については、完全に獨立國たる面目をとりもどすことに全力をあげたい次第でござい

○西村(力)委員　答弁が欠けておるやうであります。私の言わんとするところは、自分自身の判断や何かで運営をした経験を少しも持つていないと私は思ひます。それであるから今改正をしなければならぬといふ論拠といふものは成り立たないのじやないか。二、三年で改革してはならないといふならば、あと二年くらいはどうしてもやらなければ大臣の言うことも、また成り立たないのではないかと、こう思ひます。その点に対する御答弁を願ひたい。

○犬養國務大臣　これはこういふことになると思ひます。戦争前及び戦争中の警察の弊害は、あなたもさういふ御体験があり、私も多少体験がありま。それから戦争後今申し上げた占領政策の一環として実現した現行法、これもなか／＼いいところがあります。し／＼申し上げますやうに、警官といふものが民衆に親しんだ功績は確かに現行法にあります。この戦争前及び戦争中のお互いに身にしみた弊害と、戦争後における利点をにらみ合せ

て、そして今申し上げたように警察単位があまり小さ過ぎたその弊害を除き去って行く、こういう三つのことを考えたのでありますが、もう二年ほど考えた方がお前におよかつたというところは、一応一理もございますけれども、結局その時期の認定というのは、お互いの勘の違いということになるのではないかと、しかしてできるだけそのことの改革を慎重にしろという御指示に對しては、原則的には私は全然同感でございます。

○中井(徳)委員 先ほどの御答弁のうちで、公安委員会の話がありました。公安委員会の委員の選定の範囲を拡げて、これは私も社会党といえどもあえて反対ではなからうと思ひます。今範囲を拡げて権限も拡げるのかと思つたら、権限は小さくなるというんじやどうも少しおかしい。犬養さんは府県の公安委員会は今度は行政官制もやるとおつしやるかもしませんが、かんじんかなめの隊長の任免権がない。勧告権はある。勧告権などというものは、私は非常に心配になるのです。が、今の内閣のことは申しませんが、非常に極右極左の内閣でもできません、今のこの新しく出ておきます法案を百パーセントに利用してやりましたら、これは何でもできます。今の内閣だつて、きようは目の前に置いて何ですが、これはひどいことになりま

う。今の公安委員会をそれほど重要視されるなら、さらに信用されてやられる必要があると思ふのでありますが、その点をちよつと……。

○犬養國務大臣 一応ごもつとでもございませう。この点はこの間どなたかに詳細に申し上げたのでありますが、国家公安委員と府県の公安委員との間に、ふだん絶えず連絡会議を開きまして、そしてそのときに常時隊長のなすところを報告してもらつて、任命のときに事あらためて聞きますと、いろいろ情実がでますので、ふだん絶えず探

点といひますか、探点というのが諷刺があれば、どういふ人物でどういふところがいいとか悪いとかといふことをためておきまして、国家公安委員は任命のときにその材料をもつてやる。東京の向うから、ふだん寝ころんでいて、一度会つたがあいつは感じが悪いとか悪いとかといふことでは私はいけません。ふだん府県の公安委員と常時連絡会議を開くように定め

まして、そしてその材料によつてやる、こういうふうな考えでおる次第でございます。従つて勧告だけじゃ何でもないじやないかとおつしやいます。が、そこはもう議論が違つて来るのでございまして、いやしくも警察本部長が、府県民の代表である府県公安委員会から罷免懲戒の勧告権を發動されるというところは、新聞紙にも出ますし、非常な輿論の反映になるわけでございます。これは私内部のことを申し上げて恐縮ですが、検事正とか次席検事あるいはその他の検事などの人事異動のときにも、土地でかねてうまが合つておつたかどうか、いろ／＼美点と欠点を聞いてやつておるわけござい

ます。そういうふうに検事の場合、何にも制約がないのでありますが、そうしなければ實際うまく行かない。任命したらそれで済むというのでなく、任命は出発点であります。それから在任する限り毎日々々府県民とうまを合せ行かなければならぬのでございまして、その府県民から懲戒罷免に値すると言われたら、もう本部長としての生命は實際失われる、こういう輿論の効用というものを、私はあなたより少し感じを多く入れておる者なんでございませう。

○中井(徳)委員 どうもこの点は、そういうお気持ちなら、その通りはつきりとしてそれを法文にお出しになつて、公安委員会の任命といふことになすつた方がいいと思ひますが、しかしこれは全部に反対なんです。それから、こういうのは小さなことなんであります。最後にちよつと伺つておきますが、刑事訴訟法を改正するようなお気持はお待ちはございませうか。

○犬養國務大臣 御承知のように、ついでこの間刑事訴訟法を改正いたしました。が、これは根本的改正でなく、運用のみをもつては行かないよく／＼のところだけつんで改正したのであります。いわば外科手術のようなものでございませう。根本的な問題はまだまだあります。根本的な問題はまだまだあります。これは法制審議

○中井(徳)委員 どうも今のお話を聞いて、私は実はます／＼非常に心配になつたのであります。現在刑事訴訟法にいろ／＼な欠陥があるからこれを直さねばならぬという声は、たくさんあります。それはちよつと警察がいかにから直さねばならぬ、しかしその奥にあるものは、どうも昔の方がよりよかつたからといふ考え方があつた。それに対して努力をしない。今の刑事訴訟法はなかく／＼りつぱな点があるのであります。ただそれに警官の方が、自分たちが努力をしないから行けない。

今の警察制度の最も重点は私はこんな組織ではないと思ひます。警官が新しい民主主義にもつと徹してもらうといふことではあります。

ひとつ一例を申し上げます。実は私の二十一日に國に帰りまして、いろ／＼な用事がありまして、屈をして二十三日まで休んだのであります。が、十三日朝、國警から次席さんが電話をかけて來まして、一べんお目にかかりたい、こゝろ言われる。私がおりますところはもう自警の所在地であります。実は國警の次席さんとは舊の友達であります。たいへん強い人でありまして、それはまあ大いに來てくださいますので、友達として私は聞いたのだらうと思つて、応待をしたのであります。が、今度の警察法はどうなるでしようか、といふふうなことでありまして、一時間ほど話して帰られました。次席さんにつきましてはそういうことで、これもへりくつを言いますと、この緊迫した政情の中にあつて、重大な警察法案について、代議士が國に帰つて、それを地方の一区の次長がお前の意見はどうだと言つて來るこ

と自体が、もうすでに問題になると思ひますが、それに一人警察官がついて参りました。私もまあそこに長くおりましたから、その警察官は私の顔を知つておるのであります。よく／＼けれども、しかし私はその警察官は知りません。私も警察と相当関係がありますから、一人や二人來たつて別に何でもありませんが、そのついで参つた警察官が、一時間ほどの話の間に入つて参りました。私は何のたれ兵衛ですと言つたこともなければ、帰りに際して、何のたれ兵衛でありましたと言つたこともない。黙つて來てすわつて、黙つて帰

るか。これは一体どういふ態度でありますか。これは私であるからよろしゅうございませう。これが一般の人であつたらどうでございませうか。何か怪しいやつが來てすわつておる。これが私は現在の警察官の教養の程度だと思ふのです。どこへも行つても、私は名前も知らぬ男と一時間すわり合つておつたことはちよつとあります。ことにそれが警察官です。こゝろいふ人の教養を高めない、制度なんかかえつてだめです。そんな連中がどうばうをとらえてみたつてすく逃がすのです。ピストルを持たしたらすぐ暴発するでしよう。まずこれをやらなくてははいけません。それで行かなければ制度をかえなさい。私はそう思う。だから昔の警察制度でこゝろ固めるというのじやない。昔はあいつさつしたでしよう。入ります、何の太郎兵衛だいま歸ります、こゝろ言つた。新しい警察ではそんなことを言わぬでもいゝと言つたら今度は黙つてしまつておるというのでは、おまわりさんが何万人おつたつて、ほんとうに民衆のためにはならぬと私は

思う。これはあなたがよくおつしやいます日本人の性格で、上の人の言うことはよく聞く。だからこそ私もそれを改正するために努力しなくてはならぬのであつて、言うことを聞かからずそれに合つた制度にせよというのでは、私はどうもあまり味気ないように思ふのであります。従つて教養のことも大いにやるとおつしやるのであります。ところが、ちよつとやそつとのことではできません。これだけは私はつきり申し上げておく。制度をかつて警察がよくないなどとお考えになつたらとんでもないことです。制度をかつて前に、まだ／＼私は必要なことがあると思ひますが、きようはこれくらいにしておきます。

○犬養國務大臣 大分議論をやり合いました、今のお話は完全に御同感でございます。ついでながら失礼ですが、よく教員の人のい／＼なことを調べるということについて、両院でひんびんと御質問がございます。中には多小誤解もありまゝです、これからその点を申し上げるのですが、たとえは今あなたの御体験になつた通り、近所まで心やすくして警官が教員の家へ遊びに行つて、ときにどうだ、というやうなこと、これは警察の意識からいへば取調べるのではなくて、心やす立てに聞くといふことではあります、非常に感じが悪い。そういう問題について私は、警察官の教養といふことを、今までも足りませんが、一生懸命でやりたいと思つております。今のお話が一事案でありますならば、すこぶる御無礼であります。その御無礼を御無礼と思はないやうなことが万一ありますと、これは根本的な問題でございまし

て、私は警察官の心構えをかえない。私は、制度をかへてはならぬといふやうな御口吻には多少異論はございますけれども、少くも同時にしなければならぬ。先ほどの二重橋事件のことでも人命といふことを何よりも考える、この点はまつたく御同感でありまして、この点はどういふふうにしたら一番効果があるか、真剣に私は考へてみたと思つております。

〔委員長退席、佐藤（親）委員長代理着席〕

○佐藤（親）委員長代理 北山君。

○北山委員 この警察法を審議する際には、やはり内容の問題もそうでありますが、この法案を出して来た政府の考へ方、どういふことについているいふるな角度から、われ／＼はたださなければならぬと思つておるわけですが、日米のこの審議を拝聴しておりました、大臣その他の御答弁の中で、いろいろ注目すべき御答弁があるものでありますから、その点について二、三お尋ねをしたいと思つておるのです。

まず第一に、二重橋事件といふものを法務大臣は引用されて、それを当委員会等で問題にした。そしてその席に大臣が呼ばれたといふことは、委員会の方ではやはりこの問題の責任が大臣の方にあるといふやうなことを常識的に考へておるのではないかと、警察の問題は公安委員会であるにかかわらず、大臣を呼んだといふことで、この委員の考へ方の方に、どうも責任を転嫁しておられるやうであります。その点についてちよつと申し上げたいので、委員会としてはあの問題は、単に警察の問題だけとは考へておらないわけですが、また警察の関連する問題と

しましても、たとえば政府が今度の警察法の法案の作成なり提案にあたりましては、昨日お尋ねしました結果、担当大臣といふものをきめておられるので、その限りにおいてはやはり大臣にきていただいて、い／＼なことを聞くといふことは一向さしつかえないのであつて、それがわれ／＼の誤解に基いておるのではないといふことはつきり申し上げたいのです。それと同時にあの事件は、広い意味でやはり政府の責任があるのではないかと、これは単に警察だけではなくて、あの際に宮内庁の次長を呼んでい／＼事情を聞いたのでありますが、これは地方檢察庁の方の発表にもあります通りで、やはり二重橋の方の鉄橋あるいは宮内庁前の広場といふものの設備、そういうことにも欠陥があり、そういう不完全な設備のもとで、あゝい／＼参賀を受けるというやうな受入れ計画を作成してやつたところの宮内庁ないしそれに関連する政府当局に、責任があるのではないかと、い／＼な問題もあるわけでありまして、そういうことをわれわれは総合的に検討し、かつ調査をして、一応の結論を出したのであります。その点ひとつ大臣としても誤解のないやうにお考えを願ひたい。しかもあの際に、い／＼調べた結果われわれが感じますことは、あの事件の警察に關する部分については、皇宮警察、これは國警の所管であります、それと警視庁の連絡等につきましても、連絡も不十分だつたといふことは認める。しかしそれは機構が二本建になつておるというところから必然的に起るものではなくて、むしろ現在の護衛警備計画などの取扱ひ方を見ましても、天皇の護

衛とかそういう方に重点が注がれておりました、そして参賀に來られる一般の人民の保護といふ面には、少し注意が足らなかつたのではないかと、事前の用意が足らなかつたのではないかと。またその現場における適切な措置といふものにも欠けておつたのではないかと、これをただちに今度の警察法改正によつて、一本化をしなければならぬといふ一つの例にとつて來るといふことは、これは私もさう考へておらぬわけですが、この点について、私もさういふやうに考へておるのであります、大臣としてどのようにお考へになつておるか、御答弁を願ひたい。

いはお互いが潜在意識的に、大臣の方で答弁すれば満足するといふやうな一これはあなたじやないのです、従来の伝統がそういうふうになつておるといふ意味で、むしろ公安委員といふものをもつと潜在意識でなく意識に上して、資格のしつかりしたものにしよ、また監視役になり得るやうに視野を広げたい、こゝろい意味で申し上げたのであります、二重橋事件の御観測は書き取りましたが、全部御同感でございます。警備計画にも私は甘いとこがあつたと思ひます。さればこそ本部長にやめてもらつた次第でございます。また人命といふものについて、ふだん國警当局もやましく言つておられますが、私はやはりあれが足りた証拠にはなつていないのであつて、その点も非常に責任を感じておるのでございまして、連絡の悪かつたことも確かにございまして、委員会もさうお認めになつておるのでございまして、これは結局自警側の連絡が悪いといふのではなく、國警側の連絡が悪いといふのではなく、二つの命令系統によつて、どうも日本人はそこがうまく行かない。だから警察制度をかへる原因にしたとは申しません。しかし一つの観測材料にはなると今も考へておる次第でございますが、その他の点は全然御同感でございます、人命、つまりあそこに参加に來る人々の人命といふことを、もつと今後真剣に考へなければならぬといふ点は、率直に認めておる次第でございます。あゝのときの發言が不十分なために、北山さんの誤解を招いたやうでございしますが、真意は今申し上げた通りでございまして。

○犬養國務大臣 大体あなたの御觀察に同感でございます。二重橋事件について國務大臣を呼ぶのはおかしいと申し上げたことは一度もございせん。私の言ひ方が不十分だつたのでございまして、あの事件に私をお呼び立てになるのは当然であります。従つて私はその責任を非常に感じて、ただちに武末皇宮警察本部長にやめてもらつたわけでありまして、責任を感じましたので病院の一人々の負傷者を全部私はお見舞いをいたしまして、いまだに治らない方々に対しては、今でも病状について連絡、お問合せを継続中でございます。従つて責任を感じておる証は擬なんでございます。問題はさうでないのであります、い／＼の問題が起るときに、公安委員をお呼び立てになると、お前なぜ出て來ないかといふやうな声がわれわれにも少いのは、大切であるべき公安委員の組織ももつと強いものになければならぬし、ある

○北山委員 実は私はちつとも誤解し

てはおらぬのです。先ほど来のお話、二重橋事件は別としまして、公安委員会をなぜ呼ばないのかというような御意見があるようです。しかしこれは今度の警察法の提案をされた政府側においても、公安委員会というものを抜きにしてやつておられる。警察法の作成なりあるいは提案について、やはり政府側としても公安委員会を軽く見ておるのじやないか。委員会がそうであるのじやなくて、政府側が初めからそうであるのであつて、そういうふうな委員会の方にだけ、考え方が今まででも少し焦点がずれておるといふような言い方は、間違ひじやないか。この点もひとつ大臣にそのお言葉を少しかえていただきたいのです。

○犬養國務大臣　これは私が承服できないのでありまして、委員会というものを私はそういうふうに思つておりません。ただ一般の傾向が、いろ／＼な警察に關する事故が起つたときに、公安委員のことがまつ先に頭に浮かばない傾向がある。これは公安委員といふものの資格を拡充して、公安委員がまつ先に頭に浮かぶようにしたいと申し上げたつもりであります。それから公安委員と相談という点でございますが、昨年は大勢で非常に目立つてはでなな御陳情がありました。これは昨年も御陳情があります。たとえば私の自宅に大勢見えて、かなり長くお話があつた。大勢見えるときは、名刺を国会へ通じて、十分か二十分でお帰りになるというのがありました。これはむしろ小人数ではあるが、長くこまかく御陳情がありました。現に昨日もある。大都會の自治警の首脳幹部が会いたい

というお話で、私は総理官邸で会食の手定がありました。が、やめて、こちらでゆつくりお目にかかりました。そう、いうふうにお申出があるときは、一、二の例外はあるかもしれませんが、ひまのある限り、いなひまを都合して、お目にかかつて伺っている次第でございます。そういうわけで、公安委員を軽んじているというようなことは、また申してはかどが立ちますし、そんなことは念頭にございませんので、この点御了解をいただきたいと思います。

○北山委員 次に聞きますが、保安隊と今度の警察法改正というふうな関係であります。これは昨日はかの委員から質問がありまして、それに對して大臣はお答えになつておるわけでありませう。この点は保安隊を今度四万何千もふやすのだ。だからこの警察の方はそんなに強化しなくてもいいのじやないかというふうな質問に對しまして、大臣は、今度の保安隊の増強というものは、直接侵略に對抗するためのものもある、これは世人一般の常識でもある、であるから今度の保安隊の増強というものは切離して、警察の強化をはからなければならぬ、さういうお答えになつたと思ひます。ところで私も実は保安隊については、大臣と同じような考え方を持つておる一人なんです。ところがこの前の国会ですら、參議院の干渉委員会で吉田首相が、保安隊をふやすのだから、警察は減らしてもよろしい、こういうことを言われておるはずで、また緒方副総理も何かの機会にそういうことを言つておる。そこで私は自治庁の長官に、そういうふうな関係であるかどうかを聞いたのです。そうしたところが、や

はりこの保安隊の今度の増強というのは、治安維持力の強化である、だから警察官は三万は減らしてもいいのだという答弁をされておるわけです。そういういたしますと、大臣の考え方と自治庁の方の考え方とは、食い違つておるのじやないか。大臣の方では、今の保安隊の増強は一向治安維持には関係がないから、警察法はやつぱり強化しなければならぬ。別個に考えなければならぬ。ところが自治庁の長官は、それはやはり関係がある。保安隊をふやせば、何としても治安維持力の強化であるから、これはやはり警察を減らす理由になるのだ、こういうお答えなんです。そこに非常に食い違いがあるのです。そこに非常にひどい、これは私委員長にも申し上げたいのですが、昨日この警察法の審議に際して、自治庁の長官なりあるいは責任者に来てもらいたい、これはこういう問題が至るところで審議の途中で出て来るから、私は要求したわけでありますので、その点については委員長の方で、警察法の審議について、自治庁の方にも必ず出席してもらつたようにおとりはからいをお願いを申し上げます。

○加藤(精)委員長　大臣の御答弁の前に、いろいろ大臣の御発言等からかんで、いろいろ質問がこの間から委員会でありましたので、それについて私の率直な意見を申し上げまして、しかる後に大臣から御答弁をしていただくことにいたしていただきたいと思うのであります。たいへん横暴なことでございますが、お許しを願いたいと思ひます。

この数日間の質問を見ますのに、今度の警察法のできの悪い点もあるかも

しれませんが、できのいい点をも否定して、ことさらにできを悪く解釈しておるような傾きがあるように考えられるのでございます。たとえば保安隊の問題等も、これは私たちの体験からいたしまして、私たち地方で市町村の役場をあずかつたりいたしておつたのであります。そういう際に、全国同時多発的に日雇い労働者が理事者つるし上げの指令が出ますと、役場に殺到して参ります。私たち市役所におりますときには、市役所のすぐわきが自治警察署でございますが、殺到して参ります。理事者をつるし上げにいたしま

す。共產系の朝鮮の人を含んだ大衆が役所の至るところに殺到して参りました、絶対に理事者が外部に出られないようにしてしまいます。これに対して自治警に連絡いたしましたも、とうてい兵力が足りないのです、(笑聲)これは何とも手のつけようがないのでございます。隣の都市の自治警察からトラツクで警察官が応援に急送されますと、そのころにはすぐ解散してしまふ。今度は隣の都市の警察官が隣の都市に帰つてしまいますと、またどつとやつて来る。こういうような場合には何ともこれはいたし方ないのであります、そういうような分子は、往々にして秘密黨員を含んだ党の組織グループに指導されておるのであります。かかる状況はまことに無政府にもひとしいのでございまして、大体現行の警察法が、憲法六十五条でしたか、「行政権は、内閣に属する。」という規定から見まして、現在日本警察を全体として世話する場所がどこにもないというようなのは、現行法そのものが憲法違反ではないかと私は思つておるのであります。

す。徳田球一が、戦前においては日本の共産党員は一千名を越したことはないと言っているにもかかわらず、現在は共産党に投票する投票は百万を数えております。また大体共産党員が十万名、そのシンパ二十万名、北鮮系朝鮮人の共産系の者が六十万名、そのうち最も固結のかたいいわゆる民戦というのが十三万名、祖防と称して、独身であつてきわめて過激なる者が五千名、こういう国家を破壊しようとする、転覆しようとする敵が従来の一万倍もある場合において、大体現行の警察法は、とにかくマツカーサー元帥がある程度日本の弱体化を促進するためにやつたのをそのままにほつておいて、そうしてそういう者を跋扈させるということが、はたして愛國心に富む言辭かどうか私は疑うのであります。それでもこまでも私といたしましては、そういうふうな本筋をはずさないで、よりよき、より執行力のある、より国家を守る警察を形成するための御努力のもとに、御質問をされたいかがかということを考えるものであります。なおそれに関連いたしまして、今度の新警察法において、かかる国家破壊の犯罪が戦前に比して二倍とか二倍半とか、そういうことは別としまして、この国家破壊活動の因子、すなわち敵兵が一万倍にもなつているのに対しまして、こちらの警察の兵力の方が戦前の五割か六割ぐらいいしか増していないというふうな現状ではたしていいのか。この背景に対して警察官を非常に減少するということとは、私は与党でありませんが、大反対なのでございまして、そういうことはこの警察法改正の理由にしないでいただきたい、こうい

うことを感ずるものでございます。大阪の警視總監は非常に優秀な人材ですが、現在の警察の最も欠陥とするとするは、敵が非常に多いにもかかわらず、味方の兵力が非常に少ないことと言われているのでありまして、そういうことは、現在の破壊活動の地下及び地上の活動状況を真に生きた目をもつてながめる政治家としては——大阪の警視總監は政治家ではないけれども、これは政治家にしたつて惜しくない人物だと私は思っておりますが、政治家であれば、大阪の警視總監よりもはるかによく政治を見なければならぬ。その政治を見たときにおいて、どうも私は警察官の数が多過ぎるという御議論は、中井委員の御議論にも反対でございますし、政府が何か縮減しようとするようなことは、私は反対でございます。その点については、大蔵当局から要請されてやむを得ず警察官の縮減をするのかどうか、そういう点もあえて質問をいたしたいのでございます。それから中井委員さんはおそらく大体わかつておつて質問されるのだと思ひますが、地方の農村等のまんなに、人口五万とか十万とかの核になる都市があります。そこに自治体警察と国家警察とが並んでゐる。並んでゐるのは当然なのでありまして、日本の昔の都市の発達から見まして、御城下町があつてそれに幾つもの街道が入つてゐる。私の生れた土地のごときは、十二の国県道が町を中心にしてラディエールしておりまして、みなそこに入つて来るのだから、そこに自治警察ばかりでなく国家警察もあるのが、最も民衆の利便になつたあたりまえのことです。このあたりまえのことをお聞きになる

ということは、非常に貴重な審議の時にどうにか思ふのでありまして、それに対する警察の次長さんの答弁もまた振つてゐる。この国家警察と自治警察の連絡のためにそういうところに特に置くのだというところは、これは國警本位に過ぎたお考えでありまして、政治の大局をごらんになつて御答弁願ひたいと思つてゐるのであります。その点についての私の意見に賛成かどうか、私の意見がはたしておかしいかどうかという点につきまして、大臣及び國警の次長さんに御答弁を願ひたいと思ひます。

○佐藤(親)委員長代理 ちよつとその答弁前に、犬養國務大臣の北山君に対する答弁が残つておりますから……。

○犬養國務大臣 北山さんにお答えいたします。総理大臣と自治庁官との談話あるいは、答弁は、答弁も別々で、時間もおとすので、そういうふうにおとすことになることも一応ごもつともであります。御説明申し上げれば御了解を得ると思ひます。これはたびたびわかれ／＼の話題に出ておりますから、率直に申し上げます。総理大臣及び自治庁長官——自治庁長官は行政の整理という立場で言つておられるのですが、総理のは総合政策から言つておられると思ひます。これは終局的議論で正しいのであります。つまり保安隊というものを増強しておけば、めつたにはないが、非常に大仕掛な擾乱事件のときには、この直接侵略を防ぐ任務を今度含ませた保安隊の力を借りられるという意味で、その保安隊の力を量と勘案して警察の方は減らすことができる、こうわれ／＼は考えたのでございます。先日の御議論はそう

ではないのであつて、系乱事件などは保安隊をすぐ使へばいいやないか、こういう御議論なのであります。非常には大きなものは保安隊を使つて、警察はそれを勘案して、今度警察の人数を減らすわけでありまして、それで足りるのである。保安隊を使つても、われ人ともに国民も少しもふしぎを感じません。しかしちよつとした小さな擾乱事件、同時多発的ではあるが、ちよつとしたそれはど一々保安隊を使わなくてもいいやないかというふうな事件には、なるべく警察でやりたい、こういう意味なんぞでございます。そういう意味でこの間の風水害などは、保安隊が出ていかにもたいへんためになるがあるというふうな話を九州の人がしておられたというが、これは保安隊が出てよいという国民常識に合つてゐることと思ひます。しかし警察予備隊から保安隊になりましたらば——たとえ警察予備隊が宮城前なら宮城前で警備をする。これは警察予備隊でありますから、あまりふしぎでない。しかし保安隊で直接侵略をも防ぐというふうな整備強化したものを、ちよつとした擾乱事件で使うというところは、私の政治責任で反対なんでありまして、いかにもバルカンあたりにある小国にやきあるでござんつたやうで、国情懸然とします。なるべくそれはできる限り警察を使ひたい、こういう言い方をしたわけでありまして、御説明申し上げた原因と事情がまつたく別なものでありますから、御了承願ひたいと思ひます。

○北山委員 まあ、それをわけてお答えになつたわけですが、しかし問題

は、大臣は、保安隊の増強というものによつて、あれは目的が直接侵略に對抗するいわゆる戦力的なもので、兵力的なものだ、軍隊的なものだといふうなことで答弁をされておるわけでありまして。しかし今までの話によりまして、それはやはりそうであるが、治安維持力の強化にもなるということもお認めになつておるようであります。その通りです。

○犬養國務大臣 当然でございます。予算委員会における総理と改進黨の代表との質疑応答を見まして、直接侵略にも——「も」という字を入れておるのであります。もちろん国内の治安維持にも、大仕掛の擾乱を意味するでございまして、それも任務としております。それにプラス——前の任務を抹消するものではありません。それにプラス直接侵略をも含むというふうな質疑応答がありましたから、直接侵略にも応ずるような整備強化をやるだらう。そこで実際の常識論として、そういう整備強化を、ちよつとした中型の擾乱事件、小型の擾乱事件に——出すのは、私の政治感覚として、方々によくあるやうな、小国の国情懸然たる騒ぎに似るので、これはかえつて民心を不安にするから、そういうことはできるだけ警察力でやりたい。しかし大きな国の安危にかかわるやうな事件の場合には、保安隊が出て、国民だれもふしぎに思はない。その場合の保安隊の質及び量を勘案すると、ない場合よりは減らせる、その減らせる量はどのくらいであるかといふと三万人が要当たらう、こういう結論に達したわけでございます。

○北山委員 そこで保安隊の方はそういうお考えだ。ところが今度は警察の方に對する考え方なんです。保安隊のそれに関連して、一体今度の警察法というものは——警察の公安警察的な機構ですね。その機構を強化しようといふところに目的があると思ふのです。が、いかがですか。

○犬養國務大臣 どういう御質問かよくわかりませんが、今度警察の質をよくして、そうして御反対のようでありまして、府県単位に一本化する。数も減らせて能率が上がる、こういうふうな考えたわけでございます。それからただいまの御質問をもう少し詳しく御教示願ひたいと思ひます。

○北山委員 前のやつに関連してと言つたので、ちよつとわかりにくかつたかも知れませんが、問題は、今度の警察法の改正といふものは、特に公安警察、国家的な事犯に対する秩序の維持というふうな部分の機能について強化しよう、そして中央の統制力を強くして行こう、こういうふうなところにはやはりおもな目的があるのではないかと、こう思ふのですがどうですか。

○犬養國務大臣 お答えいたします。その点に限つて第五条で幅をちやんときめて法律に明記して、その幅においては中央の指示、指令事項といふものはつくりし、それだけの権限を持たせようと考えた次第でございます。○北山委員 そこで私は先ほどの自治庁の方の見解との食い違いといふものがやはり残ると思ひます。それは自治庁の長官もだつたと思ひますが、青木政務次官もたしかそう答へられた。要するに今度の保安隊の増強によつて、やはり治安維持の力といふものもふえるのだから、そこで警察は減らし

てもいいのだ、ということとは、警察の方の治安維持能力はふやさなくてもいい、少くとも減員してもよいというよりな趣旨にお答えになった。従つてその点についてはどうも大臣のお考えと若干食い違いがあると思ふ。この点は一方面的の方で御出席になつておりませんから、さらに自治庁の方に出ていただいてその考え方をただしたい、かように考えるわけでありませう。大臣の御意見については一応了承いたしました。

〔佐藤親委員長代理退席、委員長着席〕

○犬養國務大臣 ちよつと北山さん、御了解を得るために——北山さんの御質疑はごもつとも思ひますから、もう一度申し上げます。つまり保安隊というものが直接侵略防禦をも兼ね、間接侵略防禦のものとしての任務を持つて、今度増強する。私はその潜在的な圧力というものが、騒擾の勃発防止にやはり効力を与えていけると思ふのです。その意味で最終的な結論、つまり保安隊を増強しない場合なら、三万人というものは減らさなければならぬ、保安隊が強化されたから三万人ぐらゐ減らせるだろつという関連性はあります。ただ私の言うのは、保安隊を實際使う、私の任務のもとにおける必要の場合、保安隊というものが今度は強くなつておる、非常に設備がよくなつた、そうすると騒擾というものがあつたにできない、こういう効果がある意味において警察隊の最終的——保安隊がない場合にはふやさなければならぬものも減らしていい、こういう関連性はあるのでございませう。私の言うのは、応援要請の實際において、一々

設備を強化した保安隊に出てもらつて、その意味においては、見えるだけ警察でやつて行きたいから四万人とか五万人とかかりにおつちやつてもそれはだめだ、こういう意味でございませう。

○加藤(精)委員 関連して。ただいまの北山君と法務大臣との御論議を非常に有益に拝聴しておつたのであります。先ほど私申し上げましたごとく、全国に共産党の方から指令があつて、日雇い労組の各都市の理事者のつるし上げというふうな一つの指令がありまう。その場合に、先ほど申し上げましたように、一つの自治警察では警察の能力が少いので、とうてい手がつけられない状態がたび／＼起る、こういう場合に隣接の警察から応援を得るのであつても、なおかつ相当ひまがとれまして、私、市長をしておりまして時分に三時間四時間もつるし上げをされた経験があるものであります。そういうふうな場合に、私の山形県の鶴岡市の例をとつてみますれば、保安隊は隣の県の秋田市と新潟県の新発田にしかない、こういう場合、とうてい急速なる破壊活動的な全国的な指令に基づくところの騒擾の鎮圧はできない。理事者が暴力団のようなのから身体を拘束されるところのようになつておる。わが国の国民は無神経になつておる。この無神経になつた、無政府状態のようなるものを放置しておる、この無神経になるというところが、すべての政治のうまく行かないものであり、日本の愛国心が発生しない原因であり、同時に西ドイツのように復興しない原因である、かかる場合、とうていこういうものを容認することができないからこそ、

今度警察法を改正するのじやないか。保安隊では平素そう破壊活動分子の内偵、調査、捜査その他の手当はしていない、そういうことはおそろしく北山委員にもおわかりになつておられると思ふのであります。そういう点につきまして、大臣は自信を持つて——保安隊と警察と任務が違つておるものもある、ごく細部のところには警察でなければ手が及ばぬ、共産党はどんな小さな地区にも細胞をつくらせておる、労働組合にも細胞をつくらせておる、また一つの市町村のどの小さな部分にも細胞をつくらせておる。そして細胞ごとく指導グループを持つておる。こういうものに對処するに、何県に一つしかないような保安隊のステーションでは、とうていこれに對して、この無政府状態の現出を防ぎ得ないことは当然じやないかと思ふ。それらに對しては、法務大臣としては自信を持つて、この實際の警察と保安隊の業務の事情から、どうしても保安隊だけではだめだということとを、勇敢に御答弁いただきたい。こう考へております。これに對しては法務大臣の御意見はどうでありますか。

○犬養國務大臣 ただいま二、三、回にわたつて北山さんに申し上げたやうなわけでありまして、保安隊の任務と警察の任務は皆さん御承知のやうに違ひますので、私の先ほどの説明をもつてかえまして、御了解を得たいと存じます。最終的な議論として先ほど申し上げましたやうに、保安隊が強化され、国内的にも外部の侵略に對しても強くなつた。そのことは関係がありまして、もし保安隊が強化されていなければ、警察予備隊程度ならば、今度の三万人も、行政整理からの御要請があつても、削りなかつたかも知れませう。保安隊は非常な大仕掛の騒擾事件にはだれが用いても、これをふしぎと思わないのであります。そういう意味においては、三万人減らして能率をうまく使つて行こうというところは考えられるのであります。實際の面においては、中型あるいは小型の騒擾事件に、一々保安隊の出動を要請することは、政治としておもしろくない、かえつて民心を不安にする、こういうふうな二つにわたつて申し上げた次第であります。

○中井委員長 議事進行につき発言を許します。阿部君。

○阿部委員 質疑回答が目下主として警察の治安維持方面の機能に集中されておるやうであります。こういう方面について現在答弁に當つておられるのは、大體法務大臣初め、その他は主として國警の方ばかりであります。今回のこの警察法の改正が、警察の治安維持機能を中心としておられるのであります。その点について単に國警ばかりが関連を持つておられるのではなく、自治警においてそういう方面の機能をどの程度果たすことができるかという点も、重大な関係があると思ふのであります。そこでこれらの問題についての質疑は、國務大臣や國警方面の答弁ばかりでなしに、自治警方面のこれに関連した答弁をも相並んでやつていただいたいと思ふのであります。そうしなければ、今回のこの警察法の改正をぜひとも必要とするものであるかどうか、自治警によつてその機能を果たすことができるかというやうな疑問がはつきりしないのであります。それで委員長におかれては、次会からは國警

側の方々の出席を求めるばかりでなしに、警視總監初めその他二、三大都市の自治警方面の警察長なりその他の人の出席を求めたいと望みます。

○中井委員長 御発議の趣旨はわかりましたが、それならば自治警のそれを呼ぶかという具体的な御意見が承りたいと思ひますが……。

○阿部委員 その点につきましては委員長もおわかりでありませうから、御一任してよいのであります。けれども、それをはつきり申し上げようというのであります。申し出ます。

○中井委員長 その問題につきましては、先般來理事会で教たび御意見があつたところなのであります。これはひとつ理事会の決定におまかせをいただくことができればけっこうだと思ひますが……。それならば一應理事会で具体的な方法を協議して、それから後あらためてお諮りしたいと思ひますが、いかがでしよう。

○阿部委員 了承いたします。ただちに本日散会後の理事会において御決定下さるということとを前提として、了承する次第であります。

○中井委員長 そういふつもりであります。ではあらためて申し上げます。ただいま阿部君の御発議もありましたし、かつこの問題は先般來たび／＼多数の委員の方からお申出の件でもありますから、本日散会後ただちに理事会をお開きになり、理事会において具体的な方法の御協議あらんことを希望いたします。もう一時ですから、本日はこの程度でございませう。

○大矢委員 今加藤君が質問したですね。大阪の警視總監が、兵力が足ら

ぬ、もつとふやせといつておる、政府は三万減すといつておるし、加藤君はふやせと言つておる。それに対する答弁を私は非常に期待して聞いておつたですが、いまだに答弁がない、その答弁をひとつ承つておきたい。

○犬養国務大臣　ふやせという、警察を愛して下さる御友情に感謝いたしますが、政府はいろいろ考えまして、減らせると考えたのであります。この点あしからず御了承願います。

○北山委員　委員長も、きょうはこの程度でというような御希望のようでありますから、私はあとの点は留保して、さらに次会に継続していただきたいと思つておりますが、なお議事進行について、加藤委員から再々関連質問等が出ておりますが、その中で盛んに共産党の脅威といいますが、そういうものををるお話になつておられる。

この点についてはもちろんあとで十分私どもは究明したい。実際に共産党の脅威というものがどういふものであるかといふことは、単なる加藤さんの御意見だけでは私どもは信用することはできないのであります。従つてこの点は十分ゆつくりと別にやらなければならぬと思つてございます。なお今日の保安隊と、この警察の治安維持機能の強化といふこととの問題は非常に重大じやないか。要するに今までの政府側の答弁を見ますと、やはり保安隊の増強も一面における治安維持力の強化であり、また今度の警察法の改正もやはり公安警察等の中央集権的な強化である。なるほど人員を減らすといふことは経費の關係上減らすのだからと思つたのですが、そういうふうなことで相當に重要でございますので、さらに

つくりと、私はこれを次会におきまして十分質問したい、かように考えておりますから、きょうはこの程度で、あとに留保いたします。

○中井委員長　了承いたしました。西村君。

○西村(力)委員　一点だけ……。

○中井委員長　御質疑ですか。

○西村(力)委員　関連です。

○中井委員長　北山君の質疑は終つておりません。留保されております。従つて次の機会に質疑が続きますから、関連の質問があるならば、そのときになさるよう願います。

本日はこれをもつて散会します。

午後零時五十九分散会

昭和二十九年三月四日印刷

昭和二十九年三月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局